

◎新潟県告示第1333号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、上越市の関川地区土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和2年12月22日

新潟県上越地域振興局長

1 退 任

理事 妙高市大字北条639番地の3 東條 茂

退任年月日 令和2年12月7日